

平成 22 年 12 月 2 日

文部科学大臣
高 木 義 明 様

社団法人日本芸能実演家団体協議会
会 長 野 村 萬

平成 23 年度税制改正および予算に関する要望

一 実演芸術の振興に関する基本的な政策の確立を一

平成 13 年、文化芸術振興基本法が施行されて後、文化施策はいくつかの点で改善、進展を見たものの、基本法に謳われた「伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進する」ための「基盤の整備及び環境の形成」は十分に達成されたとは言い難い状況です。とりわけ演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の振興のための制度的な基盤は未整備であります。

私どもは本年、文化関連予算を国家予算の 0.5% への増額を柱とする「もっと文化を」国会請願署名を進めて参りましたが、本日 58 万筆を超える請願を提出いたします。

その内容は、実演芸術分野における新たな助成制度と全国での拠点整備を中心とする恒常的な施策枠組みと税制による総合的な実演芸術の振興政策の確立でございます。この基本的な政策を軸に、日本の文化芸術を文化産業、観光産業として育成し、世界に誇れるものとして発展させることが今後の我が国の発展にとって重要な政策に成ると確信しております。

請願署名の意を汲み取り頂き、是非とも、平成 23 年度を第一歩として中長期的な視点で基本的な政策を実現頂きたく、ここに要望いたします。

実演芸術の振興に関する基本的な政策の第一歩―平成 23 年度の課題

■非営利芸術組織の持続的な発展のため新たな助成制度と専門助成機関の確立と寄附金を促進する税制を

専門芸術団体、劇場・音楽堂の持続的な発展のため、新たな助成制度の構築を

全国の専門芸術団体と劇場・音楽堂の運営組織が自らの力で活発な創造と公演活動を展開し、国民に多様で多彩な芸術享受の機会をつくり出していくためには、非営利芸術組織を育成していくことが効果的です。そのためには、事業単位の収支差額を基礎とする従来からの支援から、年間の活動に必要な経費の一定割合を助成する新たな助成制度を構築することを要望します。

専門助成機関の確立を

全国の実演芸術の現状と芸術団体等の活動状況を的確にとらえ、効果的な助成制度の運営（助成方針、採択、交付、評価）を行う専門家も参加した機関として日本芸術文化振興会基金部を拡充することを要望します。

新たな助成制度と専門助成機関は車の両輪として進められることが望ましく、将来的には独立も視野に入れた検討が必要と考えます。

寄付金の所得控除を年末調整でも可能に

非営利芸術組織は創造活動を積極的に展開するため、公的な助成資金とともに企業や個人からも幅広く資金を集めていくことが今後の発展に欠かせません。なかでも個人寄付の重要性は高まりつつあります。

そのためには寄付金優遇制度が充実している新公益法人制度の活用と勤労者の寄付を促進するために、寄付金の所得控除に係る手続きを、生命保険同様に年末調整で可能とするため、所得税法第 190 条第 2 号に寄付金に係る規定の創設を要望いたします。

■国民の創造、鑑賞、参加の拠点を全国に整備する法律の制定と実演芸術に不可欠な施設等の固定資産税の減免を

全国の公立文化会館から劇場・音楽堂を生み出す法律の制定を

地方公共団体が設置した公立文化会館が全国には2000以上存在しています。しかし、これらは文化の振興に十分に機能しているとは言えず、全国的に見て国民の芸術享受には大きな格差が存在している状況です。これらの施設の設置目的と事業を明確にし、その目的に相応し専門家を配置した自律的な専門機関とする必要があります。

全国に実演芸術の創造、公演、普及を促進する拠点を整備する法律の制定を要望します。

実演芸術の伝承、創造、公演、鑑賞、普及に不可欠な施設等固定資産税減免を

実演芸術は演者、スタッフの長い時間をかけた共同作業から生み出されます。この活動に不可欠なのが稽古場、劇場です。民間の芸術団体は自らの活動の基盤として施設を維持していますが、その経営は厳しいものがあります。

平成20年度公益法人制度改革に伴う税制改正において導入された、地方税法附則15条第43項による伝統芸能の伝承施設の固定資産税等の減免措置が導入されましたが、その措置を継続するとともに、伝統芸能以外の分野にも拡大することを要望いたします。

■文化予算の確保と着実な増加を

文化芸術振興基本法の制定とともに文化庁予算は増額されましたが、ここ数年は横ばいとなり、今年度、国家予算に占める文化庁予算の割合は0.12%から0.11%に減少してしまいました。とりわけ専門芸術団体への助成金は約13%の減額となりました。

国が国立劇場の運営や直接に文化芸術事業を実施して、文化芸術の振興を図ることも重要ですが、先に触れた非営利芸術組織を育成し、その活動を通し、文化芸術の振興を図ることも重要な政策と考えます。非営利芸術組織への助成金を当面100億円まで高めることを要望します。

また、文化関連予算を継続的に拡充することの方針を打ち出すことを要望します。

実演芸術の振興に関する基本的な政策の中長期的な課題

子どもたちが少なくとも年1回、芸術鑑賞・体験の機会をつくる目標の確立を

歴史的には幼稚園、保育園、小中学校、高等学校における鑑賞教室は、学校の先生と芸術団体の努力でかなり広範に実施されてきましたが、近年、その実施率は低下傾向にあります。それでも2008年調査によると小学校75%、中学校55%、高等学校73%が実施されています。

この実態の中で、文化庁、地方公共団体、教育委員会、学校、公立文化施設、芸術団体や地域の文化団体の役割の分担を考え、目標達成のための方策を考える必要があります。芸術団体も積極的に貢献し、施策の実現に協力いたします。

実演家・スタッフの地位向上のための基盤整備を

実演芸術の担い手である実演家、スタッフの就業実態は、その就業は不定期で断続的、時間は分単位から半日を超えるものまで不定形、かつ不特定多数の使用者のもとで活動するのがほとんどです。そのため仕事が無い場合は、臨時の仕事でつなぐか失業状態で、病気になるたら収入を得ることが出来ません。また、仕事の怪我でも契約内容が曖昧で治療費が補償されたケースは少なく、所得補償に至ってはほとんどありません。

このような環境を改善するために、事業主体と実演家、スタッフの契約における共通認識となる契約ガイドラインを作成し、実演芸術の特徴的な就業実態をもつ実演家、スタッフに関わる仕事上の災害に対する補償など被雇用者の社会保険の適用などを含め、独自の社会保障制度を研究し、早急に確立することが必要です。

文化省を設置し、国は主導性を発揮し、

文化関連予算を国家予算の0.5%に

日本の文化財、文化資源のもつ多様性と豊かさは、世界的に見て高いポテンシャルをもっています。人々の創造性、美意識に基づく歴史的な所産であり、21世紀の国の政策として、国民の共通した基盤として重点的に成長させることが重要な分野です。

実演芸術、映画、映像や音楽ソフト、アニメなどの創造活動は、1)生産やサービスを有する側面から産業政策、2)コンテンツの放送・通信の側面から放送・通信政策、3)まちづくりの側面から地域政策、4)文化芸術の供給の担い手として側面から労働政策、5)歴史的な所産である文化芸術は、教育において中心となるもので教育政策、そして観光政策など他省庁との連携無しには充実したものには成り得ません。

文化省を設置し、内閣での主導性を発揮し、文化芸術の継承と創造の基盤強化を軸とする国際交流や観光、文化産業を育成する抜本的な政策を確立し、5年後に文化関連予算を現在の0.11%から0.5%を目標とし、中長期的に増額する方針を打ち出していきたい。